

方針2

公園等の整備・充実

公園等が不足するエリアを明確にし、適正な配置による
身近な拠点である公園等の整備・充実を図る

(1) 現況・課題

- 地域によって公園・広場の整備状況に差があります。
- 公園・広場が不足する地域の解消に重点を置くなど、限られた財源のなかで公園・広場等のオープンスペースの適正な配置を検討することが必要です。
- 少子・高齢化や人口構造の変化など、公園・広場に対するニーズが多様化しています。
- 高齢化に伴い、公園・広場には今後ますます、交流や健康づくりの場としての機能が必要です。

(2) 改善に向けた具体的施策

少子・高齢化や人口構造の変化を背景として、公園・広場に対するニーズも多様化していくことから、子どもから高齢者まで地域住民の幅広い意見に留意した、誰もが快適に利用できる、地域に親しまれる公園づくりに取り組みます。また、超高齢社会に対応し、高齢者の交流の場や身近な健康づくりの場としての機能を公園等に追加することも検討します。

また、公園等が不足していて配置や整備を検討すべきエリアを明確にすることで、限られた財源のなかで適正な配置によるオープンスペースの整備・充実を図ります。

①スポーツ推進地区

- スポーツを通じた健康づくり促進のために、スポーツ機能の立地をめざします。

②そうか公園の充実

- そうか公園をみどりの核と位置づけ、適正な維持管理や機能の充実を図り、市民の憩いの場としての活用に取り組みます。

③地域特性に応じた公園などの整備（身近な公園等配置検討地区）

- 公園の不足する地域においては、生産緑地の活用など地域の状況に応じた手法により、公園の整備に取り組みます。
- 公園の整備にあたっては、防災まちづくり、健康づくり、コミュニティの場づくり、バリアフリーなどの多分野にわたる視点をもちながら、子どもから高齢者まで地域住民の幅広い意見に留意し、誰もが快適に利用できる、地域に親しまれる公園づくりに取り組みます。
- 地域の状況に応じ、防災機能も兼ね備えた公園などの整備に取り組みます。
- 小規模公園を含めた既存の公園については、幅広い市民の意見を踏まえながら、配置やバランスに留意し、再整備や機能更新に取り組みます。

④検討を要する公園の整備（整備手法・配置検討地区）

- 氷川町の土地区画整理事業が実施されていない地区の公園・広場等については、土地区画整理事業の方向性を踏まえて、整備手法及び配置を検討します。



そうか公園



身近な公園

方針3

地域特性にあったみどりの創出

減少するみどりを守り、活用し、草加らしいみどりを創出する

(1) 現況・課題

- 貴重な農地やみどりなどが減少傾向にあります。
- 火災の延焼遮断帯や災害時の避難所ともなるため、防災空間としても農地・緑地の確保が必要です。

(2) 改善に向けた具体的施策

公園が不足している地域に短期的に公園を整備することは財源的にも厳しいことから、市内に残る農地や屋敷林、生垣などの保全や、開発に伴う緑化や公園整備などにより、身近なみどりの創出に取り組みます。また、みどり豊かなまちなみをつくり出していくために、街路樹や沿道の緑化などにより、身近なみどりの保全・活用・創出を図ります。

また、都市部の貴重なみどりの資源であり、火災の延焼遮断帯や避難空間などの防災空間としても活用できる、農地・生産緑地の保全・活用に取り組みます。

① 身近なみどりの保全・活用

- 民有地に残る貴重な緑地や樹林地、樹木などの保全を図ります。
- 開発事業に伴う敷地内緑化や公園整備などを適切に誘導します。
- 目に見える身近なみどり、ネットワークとなるみどり、防災・減災機能をもつみどりとして、街路樹などによる、幹線道路などの沿道緑化を進めます。
- まちかどのポケットパークには、景観や安全に配慮した植栽を配置します。



屋敷林

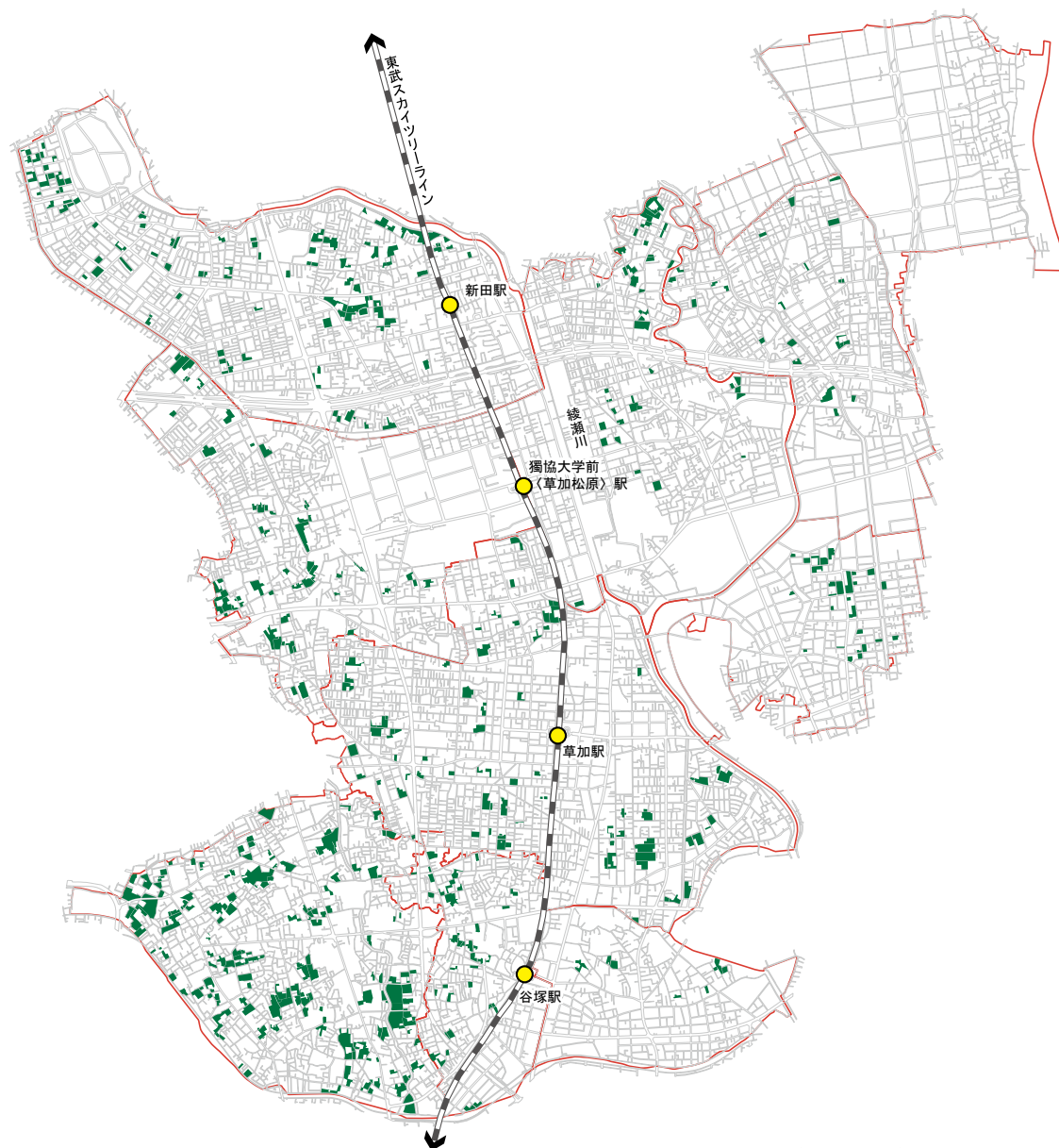


街路樹による沿道緑化

② 農地・生産緑地の保全・活用

- 生産緑地を維持保全するため、関連機関との連携を強めるとともに、防災協力農地の指定に取り組みます。
- 耕作放棄地の発生防止・解消を図り、農地利用の最適化を促します。

■生産緑地地区現況図



図：基準年度平成22年度都市計画基礎調査

Column

「防災協力農地」とは？

災害が発生した時に避難空間等として活用できる農地を予め登録し、「防災協力農地」として指定しています。防災協力農地は、避難空間、仮設住宅建設用地、復旧用資材置き場等として活用することを想定しています。平成27年度末現在、市内で25地区、約3ha（ヘクタール）が登録されています。



方針4

市民と協働で守る身近なみどり

市民の力と連携しながら、
身近なみどりを守り育てていく仕組みをつくる

(1) 現況・課題

- 民有地のみどりの保全・創出には、市民との協働が不可欠です。
- 市民や事業者の自主的なみどりのまちづくり活動が必要です。
- 市民等の協力を得ながら、公園・広場等の新たな管理運営のあり方を検討することが必要です。

(2) 改善に向けた具体的施策

みどりの保全・創出は、誰もが取り組める身近なまちづくりです。また、公園・広場の管理運営は、町会・自治会や市民団体との協働により進めていくことが、ますます重要となってきます。

このため、民有地のみどりの保全・創出や、公園・広場の管理運営を市民等の協力を得ながら行っていくために、市民や町会・自治会、市民団体、事業者の自主的なみどりのまちづくり活動に対する支援等を推進します。

また、公共施設の整備にあたっては、その地区のみどりの創出のモデル的な役割を果たせるように緑化を推進します。

①市民との協働によるみどりの創出

- 草加松原や札幌河岸公園、そうか公園など、歴史・文化と結びついた草加らしいみどりを、関係機関の協力を得ながら内外に広く紹介します。
- 公園などの管理に携わる団体や緑化を推進する団体など、みどりの保全・育成に主体的に取り組む団体との協働を進めるとともに、市民自らの利用マナー向上により、公園などの維持管理や緑化を推進します。

②民有地におけるみどりの創出

- 地区計画などの活用により、まちづくりとあわせて民有地における緑化等を誘導し、地域のみどりの創出を図ります。
- 住宅の開発等が行われる場合は、開発条例や建築協定などを活用し、敷地内を緑化することや公園の適切な整備を誘導することにより、身近なみどりの創出を図ります。また、整備後の適切な維持管理についても意識啓発を図ります。
- 開発事業に伴い整備される小規模公園などについては、関係法令等を整理し、今後のあり方を検討します。

③公共施設の緑化の推進と維持管理

- 市役所庁舎をはじめ学校やコミュニティ施設などの公共施設は、地域の緑化推進の先導役となり、公共施設を核として、その周囲の民有地に緑化活動が波及するよう、公共施設においては積極的にみどりの保全と創出に取り組めます。

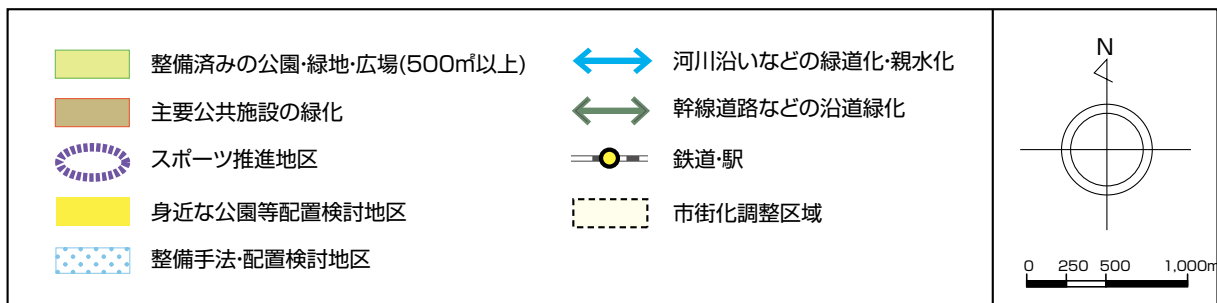


緑化された個人宅



市民による緑化活動

■公園・緑地等整備の方針図



序章
都市計画マスタープランの
改定にあたって

第1章 全体方針
3 公園・緑地等整備方針

第2章 地区別方針

第3章 実現化方針

4 生活環境整備方針

■基本方針

今回の都市計画マスタープランでは、道路整備・公園整備といったハード面だけでなく、都市が抱える様々な課題に対応できるよう、ソフト施策についても配慮しています。特に、まちづくりを進める上で不可欠となる地域コミュニティの創出や、人口減少、超高齢社会に対応するための、高年者や子育て世帯に配慮したまちづくりが極めて重要になってきます。

このため、生活環境整備方針では、高年者や子育て世帯が、歩いて行ける生活圏のなかで、豊かな気持ちでいつまでも暮らせるようなまちづくりを進めていきます。また、その前提として、コミュニティの創出のための拠点づくりや、環境にやさしく、安全安心なまちづくりにも取り組んでいきます。

■生活環境整備方針の体系

第3節 生活環境整備方針		
(1)まちづくりを動かすコミュニティの創出	①地区ごとの拠点づくり	ア地区ごとの生活拠点づくり
		イ公共公益施設の配置・誘導
	②コミュニティの形成・参加促進・持続可能性	アコミュニティの形成
		イコミュニティへの参加促進 ウ持続可能なコミュニティの創出
(2)環境に配慮したまちづくり	①水環境の保全と創造	
	②身近な自然の保全と創造	
	③低炭素社会の推進	
	④生活環境の保全	
	⑤環境に配慮した行動の実践と拡大	
(3)防犯に配慮したまちづくり	①防犯力を高めるまちづくり	
	②警察・防犯協会等との連携強化	
(4)健康・医療・福祉のまちづくり	①活力ある超高齢社会の創出	ア医療・福祉機能の充実
		イ健康づくり機能の充実
		ウコミュニティへの参加促進
	②だれもが交流しやすいまちづくり	
(5)子育て・子育てのまちづくり	①多子世帯やひとり親世帯、生活困窮世帯への必要な居住環境の支援の推進	
	②居住環境の整備	
	③子育て世帯向けの住宅選択に関する情報提供の充実	
	④子育て支援施設等の配置・誘導	

方針1

まちづくりを動かすコミュニティの創出

地域拠点づくりと人材育成の両面から
まちづくりにとって不可欠なコミュニティをつくる

(1) 現況・課題

- コミュニティの必要性が高まるなか、適切な位置に活動拠点がありません。
- ライフスタイルの変化やインターネットの普及などにより、地域のコミュニティが衰退、または変容しています。
- 人口減少や財政の硬直化により、将来的な公共施設の集約化・複合化が求められています。

(2) 改善に向けた具体的施策

行政ニーズが多様化する一方で、社会保障経費の増加による財政の硬直化などによってまちづくりに使える経費が減少していることから、今後のまちづくりを進めていくには、その主体となる実行力のあるコミュニティの力が不可欠となってきます。一方で、単身世帯の増加や転出入の流動化などにより、コミュニティの力は衰退してきています。

このため、コミュニティの力を創出（活性化）するために、ハード面としては歩いて行ける生活圏の中にコミュニティの拠点づくりを進めます。また、ソフト面では、資金・人材・情報などの側面から支援を行いコミュニティの形成を促し、交流や試み、取組みの場を与えることで参加の機会を増やし、さらに、新たなプレイヤーが派生して新たなコミュニティを生み出していくことが可能となるような、持続可能なコミュニティの創出を図っていきます。

また、公共施設については、財政の硬直化による財源不足や、人口減少に伴う利用者の減少、建替え・大規模改修などの更新経費の増大などによって、将来的に施設の集約化・複合化が必要となってきます。その際には、コミュニティの活力を高めることができるように、地区の拠点となる施設を中心として、そこに様々な機能を集約・複合化するという方針に基づいて取り組みます。

①地区ごとの拠点づくり

(ア)地区ごとの生活拠点づくり

- 学校などの公共施設に文化・交流機能を集約化することなどにより、10地区のコミュニティブロック単位で、各地区の拠点づくりに取り組みます。
- 地域特性を示した第2章地区別方針を踏まえ、拠点の周辺に日常生活に必要な各種のサービスを提供する施設が立地するように、機能の配置や誘導を図ります。
- 容易に移動できる生活圏の中にコミュニティの拠点ができるように、既存の身近な公園、空き家など様々な地域資源の活用を図ります。
- 施設の複合化や配置を検討する際は、必要に応じて都市計画法や建築基準法等の関係法令の、様々な手法の活用なども考慮しながら配置・誘導を検討します。

(イ)公共公益施設の配置・誘導

- 公共施設や道路、上下水道などの都市施設が更新時期を迎えつつあるため、中・長期的視点から、整備・更新に係る費用の縮減や平準化、機能の集約や複合化を図るなど、公共公益施設等の総合的かつ計画的な管理を推進します。
- 民間で代替可能なサービスを提供する施設については、社会情勢や地域特性を踏まえ、行政・市民・事業者の協働による維持管理や運営のあり方を検討します。

②コミュニティの形成・参加促進・持続可能性

(ア)コミュニティの形成

- コミュニティの形成のために必要となる資金・人材・情報・場所・地域資源などに関して、これまでに実施してきた様々な支援策を更新・充実させ、地域活動の活性化を促すなど、さらなる協働のまちづくりを推進します。
- 地域の魅力づくりや課題解決などをきっかけとした地域活動を、町会・自治会など既存のコミュニティの活性化や、新たなコミュニティの形成につなげるための手法を検討します。
- 一つのコミュニティにおける活動が派生して新たなコミュニティを形成していくことができるよう、地域のリーダーとなるまちづくりの担い手を育成します。

(イ)コミュニティへの参加促進

- 地域の課題を解決するために、個々の市民や町会・自治会などのコミュニティがまちづくりの主体となるように、高年者のみならず、若い世代や子育て世代、勤労者を含めた多くの人の、コミュニティへの参加促進をめざします。
- 総合振興計画や都市計画マスタープランなどに基づくまちづくりの実施段階や、地域にある施設の維持管理や運営など、多様な場面で市民参加の機会をつくり出していきます。
- みんなでまちづくり会議などを活用し、世代も職業も多様な人たちの交流の場をつくり出していきます。



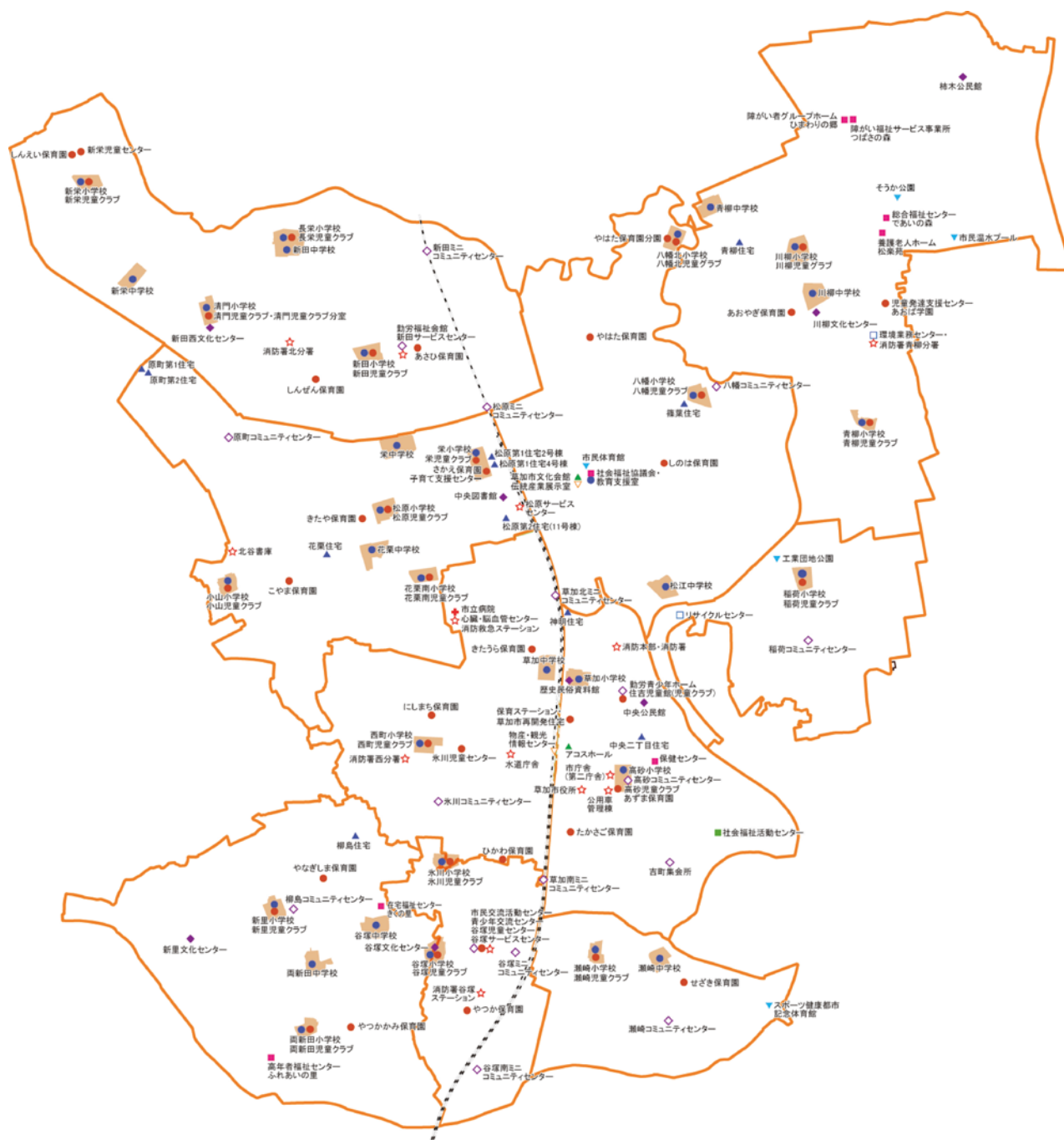
市民とのワークショップ

(ウ) 持続可能なコミュニティの創出

- まちづくりに関心や興味をもった既存のコミュニティや新たなコミュニティが、まちづくりの担い手として持続的に活動していけるように、また、その活動が発展し、そこから新たなコミュニティが生まれることが可能となるように、市民、事業者、行政などによる協働の取り組みの推進や、支援、情報発信、活動場所の提供などを行うことを検討します。

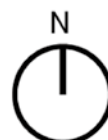
第3節 分野別方針 4 生活環境整備方針

■公共建築物配置現況図



凡例

- | | | |
|----------------------|--------------|------------------|
| ▲ (1)市民文化施設 | ● (6)学校教育施設 | □ (11)供給処理(環境)施設 |
| ◆ (2)社会教育施設 | ● (7)子育て支援施設 | ✚ (12)医療施設 |
| ◇ (3)コミュニティ施設 | ■ (8)保健・福祉施設 | □ コミュニティブロック |
| ▼ (4)スポーツ・レクリエーション施設 | ☆ (9)行政施設 | |
| ▽ (5)産業施設 | ▲ (10)市営住宅 | |



方針2

環境に配慮したまちづくり

安全で快適な生活をいつまでも維持していくため
環境の側面に配慮したまちづくりを推進する

(1) 現況・課題

- 市域の9割以上が市街化区域であるため、市内にはまとまった自然が少ないです。
- 私たちの生活は自然環境だけでなく、ごみ問題、水質汚濁、騒音・振動などの生活環境、さらにはPM2.5や放射能による大気汚染などの地球規模の問題まで、様々な環境の影響を受けています。

(2) 改善に向けた具体的施策

私たちの生活は、ごみの増加や大気汚染、水質汚濁、騒音・振動、ヒートアイランド現象といった身近なものから、地球温暖化による地球規模のものまで、様々な環境問題に直面しています。また、東日本大震災以降の社会環境の変化や、新たな環境問題にも対応していく必要があります。

このため、私たちが安全で快適に日常生活を送り、それをいつまでも続けていくために、自然環境や生態系への配慮や、再生可能エネルギーの導入、身近な生活環境の保全など、環境の側面に配慮したまちづくりを進めていきます。

① 水環境の保全と創造

- 河川の水質は改善傾向にあることから、より一層の水質改善をめざし、国及び県と協調した水質浄化対策や生活排水対策、工場・事業所の排水対策に関する周知・指導等、河川の浄化対策に取り組みます。
- 市民が水辺に親しめるイベントや河川清掃活動等を継続するとともに、より多くの市民に魅力を感じてもらえるような活動を実施します。



市民による河川清掃活動

②身近な自然の保全と創造

- 身近な自然が減少していることから、自然環境の現状を把握した上で、生物の多様性を保全・活用するための施策の充実を図ります。
- 市民が自然に親しめるよう、自然観察イベント等の実施や、ビオトープ等の適切な維持管理に取り組みます。

③低炭素社会の推進

- 自然エネルギーの有効活用及びエネルギーの面的利用等に向けた取り組みを実施し、低炭素型まちづくりを推進します。
- ごみ減量を含む3Rの推進については、ごみの発生抑制（リデュース）と再使用（リユース）の2Rの推進に主眼を置きながら、市民・事業者への普及啓発活動に取り組みます。
- 気候変動適応策として夏期に熱中症防止のため公共施設等で開設する「クールオアシスそうか」や、光化学スモッグ注意報発令時における周知の迅速化などの健康安全面での対策、地表面や屋上の緑化などのヒートアイランド現象の緩和対策、浸水被害への対策等を推進します。

④生活環境の保全

- 生活環境を保全するため、法令等に基づく事業所・工場等への指導・許可、立ち入り検査の実施や、騒音・振動の発生防止対策に取り組みます。
- 魅力的で快適なまちなみを形成・維持していくために、ごみのポイ捨て防止などまちの美化に関する市民意識の醸成、廃棄物の不法投棄の防止、廃棄物等を堆積した在宅の不適正管理家屋（いわゆる「ごみ屋敷」）の発生抑止などの対策に取り組みます。

⑤環境に配慮した行動の実践と拡大

- 子どもたちへの環境教育について、学校単位では身近な環境問題やエネルギー問題などに関する学習を推進し、地域では学校と連携した幅広い世代を対象とした環境教育・環境学習の活性化を図ります。
- 環境に配慮した行動や生活の実践と定着に向けて、市民・事業者に対する適切な情報提供を行うとともに、市民・事業者の環境に配慮した自主的な活動の支援に取り組みます。



自然エネルギーの活用



子どもの環境学習

方針3

防犯に配慮したまちづくり

安全で安心な暮らしを営めるように
防犯力を高めるためのまちづくりを推進する

(1) 現況・課題

- ひったくりや自転車盗、空き巣、振り込め詐欺などの被害が多いことから、治安に不安を感じている市民がいます。
- 特に子育て世帯が住んでみたい・住み続けたいと思えるまちづくりのためには、治安の向上が求められています。

(2) 改善に向けた具体的施策

市内では依然として犯罪被害が多く、治安に不安を感じている市民も少なくありません。市民がいつまでも安全で安心な生活を営んでいくためには、犯罪を抑止することが必要であり、ハード・ソフト両面からの防犯対策を含めたまちづくりの視点が欠かせません。このため、市民と行政がそれぞれの立場で防犯及び暴力排除の推進を図るとともに、市民・市・警察の三者が連携をして、安全で安心なまちづくりを推進していきます。

① 防犯力を高めるまちづくり

- 街路灯の適正管理や防犯に配慮した家づくりの検討、パトロールステーション（民間交番）の運営、公用車による防犯パトロール、犯罪発生情報のメール配信など、ハード・ソフトの両面から防犯対策を進めていきます。
- 地域の各種団体や市民が一体となった防犯パトロールを推進することにより、犯罪の起こりにくい環境づくりをめざします。
- 子ども見守り活動等の防犯パトロールや「こどもひなんじょ」などを増やすことで、子どもを犯罪被害から守るまちづくりに取り組みます。
- 安全確保のために、市民一人ひとりが自らを守る知識を身につけることが必要であることから、講習会や研修会等を実施し、市民の意識啓発を図ります。
- 安全で安心な生活を実現するため、暴力団等の反社会的な活動を排除していく姿勢を内外に示すように取り組みます。

② 警察・防犯協会等との連携強化

- 警察や防犯協会等と連携し、安全で安心して暮らせるまちづくりの実現のために必要な対策を講ずるとともに、地域と一体となった防犯の各種対策を推進します。

方針4

健康・医療・福祉のまちづくり

誰もが住み慣れた地域でいつまでも、
健康的で自立した生活が営めるようなまちづくりを進める

(1) 現況・課題

- 誰もが住み慣れた地域で生涯を送れるように、医療・介護・福祉・買い物などの生活支援といった様々な機能を、身近な生活圏に集約することが求められています。
- 高年者を支える見守りネットワークなどのコミュニティの活力が必要です。
- 歩道やウォーキングコース、公園・広場、交通網などを、高年者が気軽に健康づくりに取り組める機能をもったものとしてデザインする・デザインしなおす必要があります。

(2) 改善に向けた具体的施策

超高齢社会を迎え、今後ますます高年者が増えていく時代にあっては、高年者の健康づくりによる介護予防、高年者のための医療と福祉を出発点にしてまちづくりを考えることが必要です。

このため、誰もが住み慣れた地域で、健康的で自立した生涯を過ごせるように、気軽に健康づくりに取り組めるようなまちにするとともに、ライフステージに応じて必要な医療や介護福祉サービス、日常生活支援が受けられるようなまちづくりを進めていきます。また、コミュニティへの参加は、生きがいづくりや健康づくりに資するばかりでなく、見守りのネットワークなども築けるため、コミュニティ活動の拠点の整備や、コミュニティの活動主体の育成などに取り組みます。

① 活力ある超高齢社会の創出

(ア) 医療・福祉機能の充実

- 誰もが住み慣れた地域で健康的・自立的に生活できるように、地域包括ケアシステムの構築を推進します。また、地区ごとに高年者福祉サービス機能の拠点を形成することをめざします。
- 一次、二次医療の適切な利用が浸透するよう普及・啓発活動を進め、地域における医療環境の充実を図ります。
- 市立病院は中核病院として、総合的・急性期医療を基盤に、高度専門医療や二次救急医療、地域医療連携の充実に努めます。

(イ) 健康づくり機能の充実

- 誰もがいつでも気軽に市内で散策や健康づくりができるように、散策路やヘルシーウォーキングコース・ヘルシーロード、身近な公園、運動広場などの整備・維持・保全・活用に取り組み、外出を促す仕掛けづくりに取り組みます。
- 自動車や自転車を運転できない人でも、駅や医療機関、地区の主要な拠点へと気軽に出かけられるように、公共交通網の充実を図ります。
- 「スポーツ・健康づくり都市宣言」に基づき、日常生活のなかで体を動かす機会を増やす健康づくりの推進や、「そうか みんなで 健康づくり計画」で示す健康増進や食育推進といったソフト施策とも連携しながら、市民の健康づくりを多面的に進めます。

(ウ) コミュニティへの参加促進

- 高齢者がコミュニティ活動へ参加することによって生きがいをもち、健康寿命を延ばすことができるように、活動拠点をつくり、地域活動への参加の機会を設けることなどにより、高齢者のコミュニティ活動への参加促進を図ります。

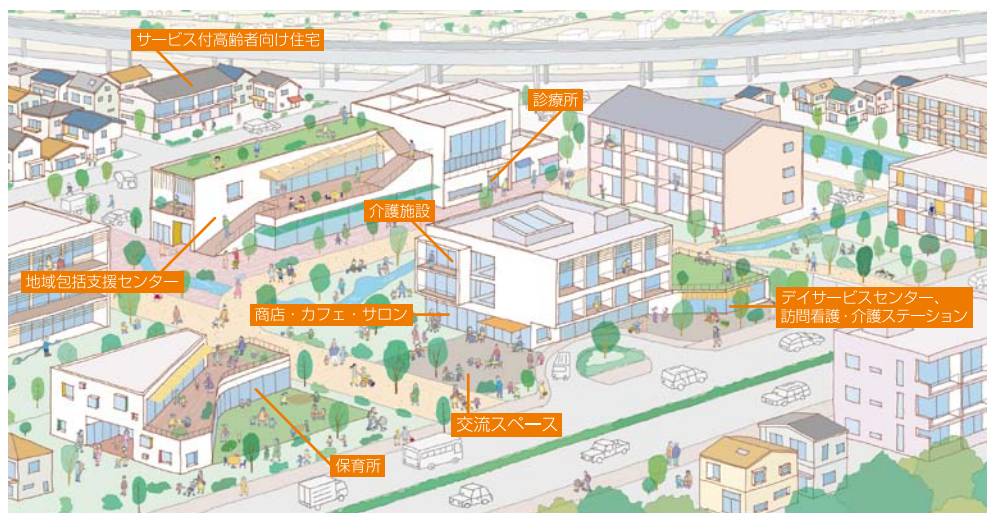
②だれもが交流しやすいまちづくり

- ノーマライゼーションの普及や、障がいのある人の自立と社会参加の促進、バリアフリー化の促進などにより、誰もが地域で安心して暮らせる障がい者福祉のまちづくりを進めます。

Column**「地域包括ケアシステム」とは？**

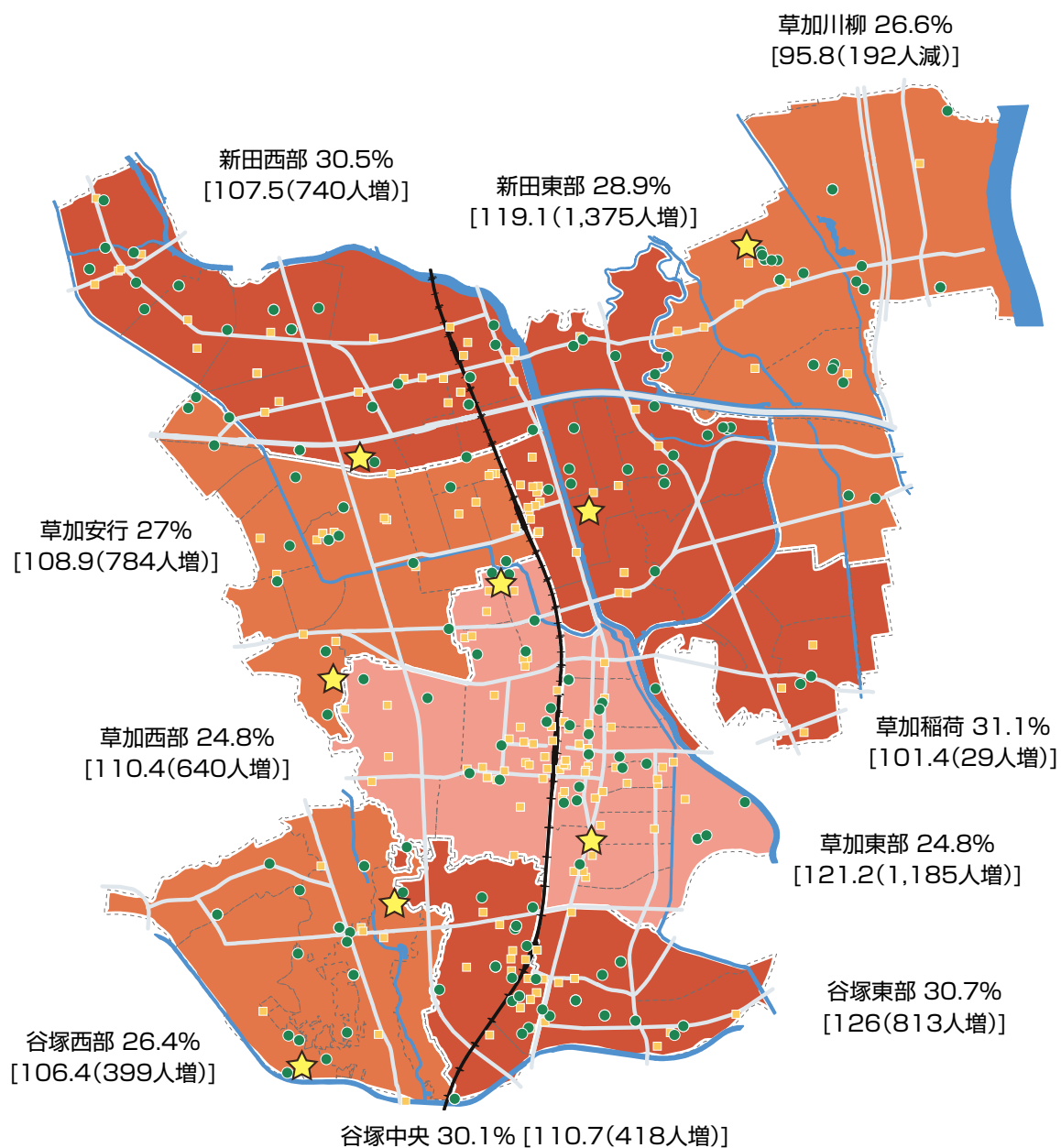
団塊の世代が75歳以上となる2025年をめどに、重度な要介護状態となっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを、人生の最後まで続けることができるように、「住まい」・「医療」・「介護」・「予防」・「生活支援」が一体的に提供されるようなケアシステムのこと。

厚生労働省が全国的に進めています。市町村が地域の特性に応じてつくり上げていく必要があります。



地域包括ケアの完成イメージ

■高齢化の状況と関連する社会福祉施設立地状況図



凡例

H47 高齢者人口比率

- 24.1% - 26.0%
- 26.1% - 28.0%
- 28.1% - 31.1%

H28 社会福祉施設

- ★ 地域包括支援センター
- 高齢者福祉事業所
- 医療機関

・%表示は、平成47年4月1日の年齢3区分(年少・生産・高年)の比率。

・[]内は、平成28年1月1日を100とした場合の平成47年4月1日の指標。

・()内は、平成28年1月1日の高齢者人口に対しての、増減人数。

・資料:BL地図と住民分布を空間的に結合処理し、住民情報にBL属性を付与後、BL毎の移動率を算出。その後、コーホート要因法を用いてBL毎の将来人口を独自推計。(松原団地建替事業による影響も考慮)

方針5

子育て・子育てのまちづくり

子育て世帯が住んでみたい・住み続けたいと思える
魅力的なまちづくりを進める

(1) 現況・課題

- 子どもを育てたいと思えるまちづくりのためには、通学路の治安や交通安全の向上が必要です。
- 子育て世帯が、子育てのために求める住宅や居住環境を選択・確保するためには、十分な情報提供の場が必要です。
- 子育て支援機能のさらなる整備が求められています。

(2) 改善に向けた具体的施策

今後ますます人口減少が進んでいくなか、人口減少を抑制するためにも、子育て世帯が住んでみたい・住み続けたいと思えるようなまちづくりが重要になってきます。

このため、治安や交通安全に配慮した、子育て世帯にとって魅力的な住環境の整備や、子育て世帯向けの住宅に関する情報提供、保育園をはじめとする子育て支援施設の配置の検討などを進めていきます。

①多子世帯やひとり親世帯、生活困窮世帯への必要な居住環境の支援の推進

- 対象者の把握と現状調査を行い、希望者のニーズを満たした住宅の確保や、住生活の安心を支えるサポートができるよう、多子世帯やひとり親世帯、生活困窮世帯へ必要な支援を推進します。

②居住環境の整備

- 学校周辺や通学・通園路など歩行者交通が一時的に集中し、歩行者の安全確保を図る必要性が高い道路は、関係機関との連携の上、安全対策に取り組みます。
- 交通安全教育の充実や広報活動の強化をととした交通安全意識の醸成を図ります。
- 子どもから高年者までの多世代が近くに住み、子育てや介護などをお互いに支えあうコミュニティが充実した「多世代同居・近居のまちづくり」をめざします。

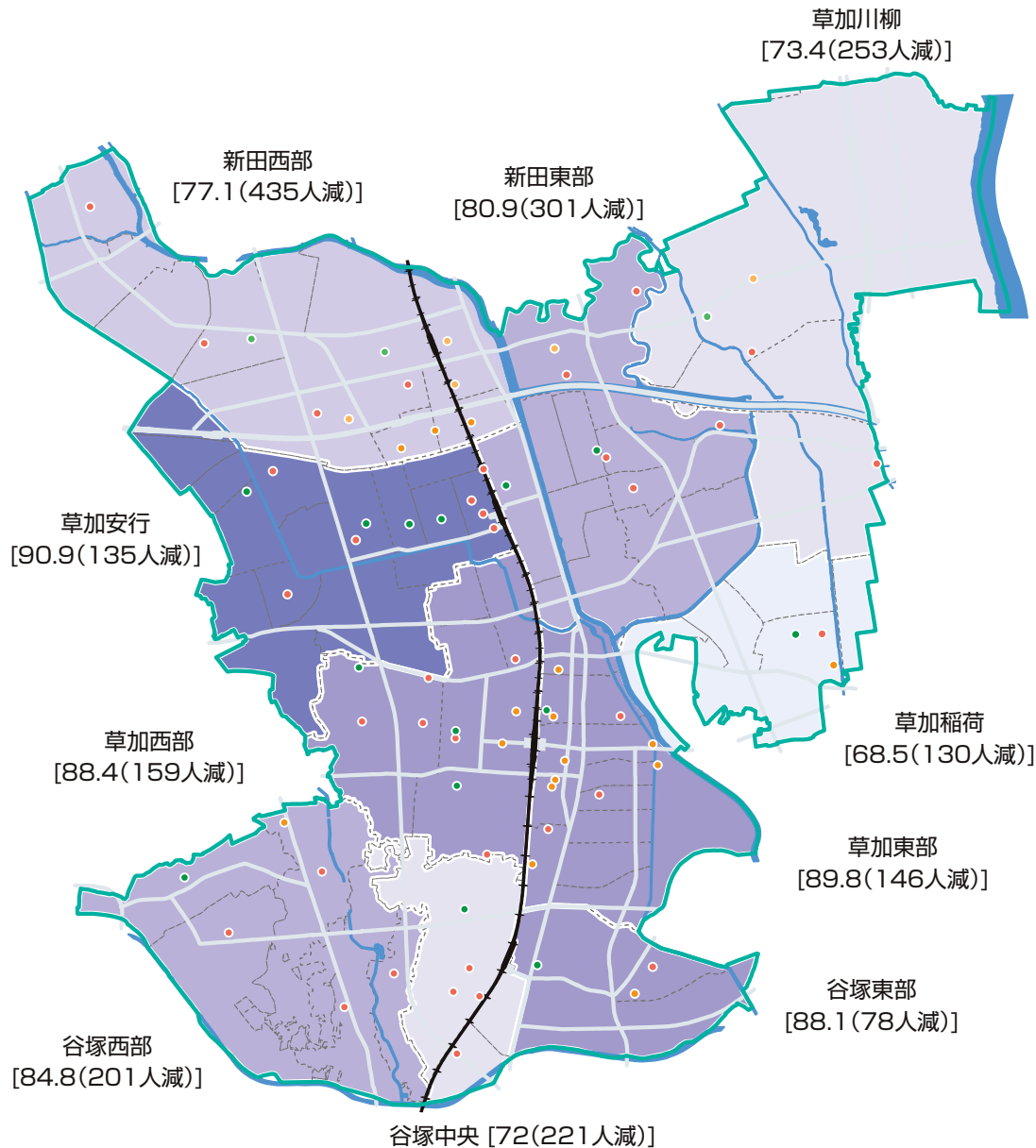
③子育て世帯向けの住宅選択に関する情報提供の充実

- 子育て世帯が希望する居住環境を得ることができるよう、住宅周辺のまちなみや保育環境、交通安全・災害・空き家に関するデータなどの各種の情報発信に取り組みます。

④子育て支援施設等の配置・誘導

- 地区ごとに、既存のストックを活用しながら、子育て支援施設の配置検討を進めます。また、駅前に立地した方がニーズが高い場合もあることから、駅勢圏ごとにも配置を検討します。
- 健康づくりの機能ももつ公園やレクリエーション施設については、子どもの活動の場や、保護者同士の交流の場としても機能するように配置を検討します。
- 中高生の居場所づくりのために、既存のストックを活用しながら、青少年や地域の市民の交流機能の充実をめざします。

■ 5歳以下人口の状況と関連する子育て支援施設立地状況図



凡例

H47_5歳以下指数指標_H28比較

68.5 - 70.0
70.1 - 75.0
75.1 - 80.0
80.1 - 85.0
85.1 - 90.0
90.1 - 95.0

H28 子育て支援施設

- 認可保育所
- 認可外保育施設
- 幼稚園

・[]内は、平成28年1月1日を100とした場合の平成47年4月1日の指標。

・()内は、平成28年1月1日の5歳以下人口に対しての、増減人数。

・資料:BL地図と住民分布を空間的に結合処理し、住民情報にBL属性を付与後、BL毎の移動率を算出。その後、コーホート要因法を用いて将来人口を独自推計。(松原団地建替事業による影響も考慮)

※働く親の増加による需要変化や待機児童数の変化についても、具体的なまちづくりを検討する際には考慮する必要があります。